

令和元年6月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和元年6月17日(月)	開会	午前	9時32分
		散会	午前	9時43分
	6月21日(金)	開会	午前	9時35分
		散会	午前	9時40分
	6月24日(月)	開会	午前	9時32分
		散会	午前	9時38分
	6月26日(水)	開会	午前	9時32分
		散会	午前	9時47分
	6月27日(木)第1回	開会	午前	9時40分
		休憩	午前	9時46分
	第2回	再開	午後	0時17分
		散会	午後	0時19分
	7月1日(月)	開会	午後	1時2分
		散会	午後	1時15分
	7月5日(金)第1回	開会	午前	9時31分
		休憩	午前	9時40分
	第2回	再開	午後	2時3分
		閉会	午後	2時10分

場所 議会運営委員会室

出席委員 齊藤邦明委員長

杉島理一郎副委員長、井上航副委員長

松澤正委員、白土幸仁委員、木下高志委員、田村琢実委員、本木茂委員、

齊藤正明委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、井上将勝委員、

木村勇夫委員、安藤友貴委員、権守幸男委員、秋山文和委員

出席者 神尾高善議長、新井豪副議長

欠席委員 なし

説明者 奥野立副知事、石川英寛企画財政部長

会議に付した事件

1 議会の運営に関する事項

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第4号	住民から提出された請願を本会議で審議することを求める請願	不採択

令和元年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和元年6月17日(月))

---

**委員長**

1 知事追加提出議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。なお、説明の際は着席したままで結構である。

**奥野副知事**

委員長のお許しをいただいたので、最終日に追加提案をお願いしたいと考えている人事議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「令和元年6月定例会に追加提出する人事議案」を御覧願う。

その内容だが、公安委員会委員の任命についてである。埼玉県公安委員会委員に塩川修氏を新たに任命することについて、御同意をお願いするものである。経歴等については、お手元にお配りしてあるので、御覧いただきたいと存じる。

以上が、今定例会に追加提案させていただく議案の概要である。どうぞ、よろしく願います。

**委員長**

2 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2)質疑質問順位の決定についてだが、まず、6月21日(金)については、自民、県民、民主フォーラムの順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、6月24日(月)については、自民、公明、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、6月25日(火)については、自民、県民、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**田村委員**

6月25日については、1番目が山口京子議員、3番目が松澤正議員で願います。

### 委員長

次に、6月26日(水)については、自民、民主フォーラム、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

### 田村委員

6月26日については、1番目が逢澤圭一郎議員、3番目が浅井明議員でお願いします。

### 委員長

次に、6月27日(木)については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

### 田村委員

6月27日については、1番目が吉良英敏議員、2番目が永瀬秀樹議員、3番目が日下部伸三議員でお願いします。

### 委員長

それでは、質問順位を確認する。

< 委員長、調整結果(別紙)を読み上げる。 >

### 委員長

3 意見書・決議案についてだが、件名については、一般質問中日・6月25日(火)案文については、一般質問最終日・6月27日(木)それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力をお願いします。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・7月5日(金)の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いします。

### 委員長

4 クイーンズランド州への国際友好親善訪問についてだが、今年は、本県とクイーンズランド州との姉妹提携がなされてから35周年の記念すべき年である。

そこで、過日、知事から議長あてに、「クイーンズランド州を訪問したいので、その際、議会も共に訪問してほしい」との依頼があった。

それを受けて、先ほど開催された各会派代表者会議において、議長から、各会派に対し、本件の内容が伝達された。

その際、議会から友好親善訪問団を派遣することは大変意義のあることであり、議長を含め10名の議員を派遣したいとの考えが示されたところである。

議員の派遣については、議会の議決を要する事項であることから、今後の議会運営委員会において御協議いただきたいと存じるので、よろしくをお願いします。

< 了 承 >

**委員長**

5 閉会中の委員会活動についてだが、お手元の資料2のとおり、視察を7月24日(水)から26日(金)までの3日間で実施したいと考えているがよいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、この案にしたがって実施してまいるので、視察の詳細については、正副委員長に御一任願う。

**委員長**

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

7 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席議員の届出はない。

**委員長**

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・6月21日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)本会議開会時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

令和元年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和元年6月21日(金))

---

**委員長**

1 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

2 その他に入る前に申し上げる。

本日から、今任期最初の一般質問に入ることから、御留意いただきたい事項について、念のため申し上げる。

まず、質疑・質問の発言時間は、先例により、1人30分以内とされている。各会派におかれては、時間を厳守するよう、よろしくお願い申し上げます。

また、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、こちらもよろしくお願いする。

**田村委員**

この場を借りて申し上げる。我々議員は、県政課題の把握や審議の円滑な進行のため執行部から公表前の資料や情報を入手することがある。

したがって、こうした情報の取扱いについては、議員として当然に留意して活動をするところである。

しかしながら、この度、公表前の情報が外部に漏れいし、その結果、市議会ではその情報に基づき決議がなされる事態が発生した。議員としての立場から得た公開前の情報を外部に漏らすことは議員としての在るべき姿とは言い難く、誠に遺憾である。各会派におかれては、改めて情報管理の徹底について、所属議員に周知いただくよう強く要請したいと思う。

また、執行部におかれては、議員の情報提供に当たり、情報の重要性や提供の必要性などを勘案し、適時かつ適切な対応を行うよう要請したいと思う。よろしくお願いする。

**秋山委員**

田村委員の発言は大変重要でもっともだと思う。私どもの団も新たになり、この公表前の情報の取扱いについて内部でもしっかりと議論をして、差し障りのないような取扱いで今後とも進めてまいりたいと考えている。

**委員長**

ただ今の件は、私といたしても誠に由々しき事態だと捉えている。各会派におかれては、議員としての立場を再認識し、情報管理の徹底をお願い申し上げます。

併せて、執行部におかれては議員への適時・適切な情報提供について御留意いただければと存じる。よろしくお願い申し上げます。

**委員長**

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席議員の届出はない。

**委員長**

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・6月27日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

令和元年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和元年6月24日(月))

**委員長**

1 県庁舎の建替え等に関する特別委員会についてだが、先日の木下高志議員の一般質問における執行部の答弁を受けて、自民から特別委員会の設置に関する申入れがあった。この件について、自民から説明のため発言を求められているので、これを許す。

**田村委員**

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間をいただき、感謝する。

我が会派として、県庁舎建替え等検討特別委員会の設置を提案したいと考えている。さきの木下議員の一般質問において、県庁舎の建替えについて質問があった。その質問の中で、働き方改革が叫ばれている折、職員のモチベーションアップや生産性向上、優秀な人材確保の面から良質なオフィス、労働環境が必要である旨、説明があった。

また、県庁舎は構造的な問題により働き方改革に逆行するような劣悪な執務環境の上、必要なセキュリティが確保されていないこと、人と情報が交流して新たな発想や価値を生み出す環境にはないこと、また、警察本部においては合同庁舎にあることでの警備上等の問題が解決の糸口すらない状況であることなど、現在の県庁舎の課題が挙げられたところである。

こうした課題が山積しているにもかかわらず、総務部長の答弁を聞く限り、将来を見据えた大局的な展望や建替えへの前向きな姿勢は示されなかった。質問では10年後を見据え、県庁舎の建替えについて検討する時期に来ているのではないかとの主張があった。

また、他県の例が挙げられたが、検討組織を立ち上げてから建設まで実際約10年がかかっている。県庁舎の建替えをまちづくりの観点を含め、埼玉県の将来を見据えた重要戦略と捉え、検討をスタートすべきである。

その重要性に鑑み、新たな特別委員会を設置し、多くの会派の参加のもと、議会側から執行部に提案を行い、検討を働き掛けていくべきと考える。

案を用意したので、委員長、配布してよいか。

**委員長**

事務局に資料を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

それでは、説明をお願いします。

**田村委員**

まず、名称は「県庁舎建替え等検討特別委員会」とし、委員定数は14人、付託事件は「県庁舎の建替え及びこれに伴う周辺整備・地域活性化等に関する件」とするものである。

設置の時期については、委員会審査前の一般質問最終日・6月27日に設置できればと考えている。各会派におかれては、趣旨を御理解いただき、特別委員会の設置に向けた協議を行っていただくよう特段の配慮をお願いします。

**委員長**

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

< な し >

**委員長**

それでは、一度会派に持ち帰り御検討いただき、今後の議会運営委員会で改めて御協議  
いただきたいと存じることがかか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席議員の届出はない。

**委員長**

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問  
4日目・6月26日(水)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

令和元年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和元年6月26日(水))

**委員長**

1 県庁舎の建替え等に関する特別委員会についてだが、去る6月24日(月)の議会運営委員会において、自民から資料のとおり提案があった。

一度会派に持ち帰り、御検討いただいたかと存じるが、本日、改めて御協議をお願いする。

**松坂委員**

先日、提案議員の説明をいただいた。一般質問をいただいた中での総務部長からの答弁だが、最も古い執行部庁舎については令和13年に築80年を迎え、建て替えるか大規模改修により継続使用するか、再整備の検討が必要になるということの回答があった。

まずは、県庁舎の課題や再整備に当たっての方向性について整理、研究していくということがあったが、なぜ、この時期に特別委員会を設置するのか。

また、他県の事例を参考にしているが、執行部が調査再整備検討委員会を設置して準備を経てからでもいいのかと思うが、この点について御答弁いただきたい。

**田村委員**

提案説明をさせていただいたが、執行部の方では検討委員会を作るような準備がないということ、また、本庁舎については答弁にもあったとおり、また、こちらから指摘したとおり、10年経つと、令和13年に本庁舎の構造的な問題で使用ができなくなるという状況が考えられるので、今から、議会側からこの議論をリードしていく必要があると思い、我々は設置を求めている。

**石川委員**

提案者に2つ聞きたい。

1つ目が、この特別委員会が建替えありきの特別委員会になっていくのか。先日の説明の中では建替えへの前向きな姿勢が示されないで特別委員会をとということだったので伺う。

2つ目、付託事件に周辺整備・地域活性化等と掲載されているが、どこまで調査や研究をしていくことを想定されるのか提案者の考えをお聞きする。

**田村委員**

建替えありきかということだが、それも含めて議会側で議論をし、検討していく必要があると考えている。

2点目の周辺整備については、例えば、このような議論を始めていくと、市町村の方から誘致活動、うちの土地を活用して建ててくれという話が出る可能性がある。そういう議論がもしあった時に、その周辺を含めて整備していく考え方が出てくることを想定している。

いずれにしても、我々としては、議論をして、様々な課題を抽出していくことを求めてこの検討委員会を作りたいと考えている。

## 委員長

他に発言はあるか。

## 秋山委員

建替えについて、議会としての検討の必要性を否定するものではない。

しかし、あまりにも唐突な提案であったため、まず、検討委員会で耐震化などの経過の報告を受けて議論をし、その後と考えている。意見として申し上げる。

## 木村委員

意見として申し上げる。検討をすることは重要だと考えているが、本来であれば本庁舎で毎日仕事をしている職員、また、県の執行部から改修や建替え等の検討の意見が出てくる話であると考えている。今回は唐突に特別委員会の設置ということであり、話が急展開しているため、もう少し時間を取った方が良いと考える。

## 石川委員

この特別委員会の設置の提案時、一般質問の答弁に納得ができないから特別委員会という考えが示された。

しかし、本来は再質問で執行部の姿勢を問うことができたはずである。総務部長からは建替え、大規模改修を含めて、再整備の検討が必要だと見解が既に述べられている。この時点で議会が先行して特別委員会を設置するのは、長の予算編成権と執行権との関係で疑義がある。議会が同様に方向性を示すのであれば、まずは所管の常任委員会で議論を深めるか、地方自治法第100条の2に基づく、議会で設置した学識経験者による専門的な調査を経て、検討特別委員会設置を提案すべきである。

よって、今回の特別委員会の設置には反対である。

## 委員長

ほかに御意見はあるか。

それでは、議論が尽くされたようなので、「県庁舎建替え等検討特別委員会」設置に関する件の可否について、採決することによいか。

< 了 承 >

## 委員長

これより、採決する。

「県庁舎建替え等検討特別委員会」設置に関する案について、賛成の委員の起立を求める。

(起立多数)

(賛) 杉島副委員長、小谷野委員、齊藤(正)委員、本木委員、田村委員、木下委員、  
白土委員、松澤委員、権守委員、安藤委員

(否) 井上(航)副委員長、石川委員、松坂委員、木村委員、井上(将)委員、秋山委員

## 委員長

起立多数である。

よって、この件については、さきの提案のとおり、一般質問最終日・6月27日（木）の本会議において、14人の委員をもって、「県庁舎建替え等検討特別委員会」を設置し、「県庁舎の建替え及びこれに伴う周辺整備・地域活性化等に関する件」を付託することに決定した。

なお、委員配分についてだが、定数14人を埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき配分すると、自民8人、県民2人、民主フォーラム2人、公明1人、共産党1人となるので、御了承願う。

< 了 承 >

## 委員長

次に、名簿の提出期限についてだが、本日の午後5時までに提出されるよう御協力をお願いする。

## 委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

## 田村委員

去る6月21日の本委員会で、公表前の情報が外部に漏れいし、その結果、ある市議会では決議がなされる事態が起きたことを指摘させていただいた。

また、我々議員は、執行部から入手した公表前の資料や情報の取扱いについて、議員一人一人が当然に留意しなければならないことを指摘するとともに、公表前の情報を外部に漏らすことは議員としてあるまじき姿であると、遺憾の意を述べさせていただいたところである。

その際は、具体的な事案の説明は控えさせていただいた。なぜならば、改選後間もなく、新たに議員となった方々もいるので、個別具体的に取り上げるのではなく、我々自民党の議員を含めた全会派、全議員に、議員としての立場の再認識を促し、責任ある行動につながる契機としていただきたいという思いがあったからである。

しかしながら、さきに行われた秋山もえ議員の一般質問では、共産党が公表前に県立高校再編計画の情報を飯能市議会議員に漏らしたことを反省する姿勢は全く感じられなかった。市議会で決議がなされた経緯や、市議会や地元、学校関係者等にいたずらに混乱をもたらしたことを全く省みることなく、入手した情報を基に、自分たちの主張を賛美するような質問内容であった。執行部に対して県政の課題をただすことは、我々議員に認められた権利であり、質問すること自体を制限する気持ちは全くない。

しかし、情報漏えいに端を発した今回の一般質問は、発言を聞く限り、議員としての立場を全く理解していないと言わざるを得ないものであり、甚だ遺憾である。

我々自民党としては、共産党に対し強く抗議するとともに、共産党には、議員としての責任と行動を再度見つめ直すことを、強く要請したいと思う。

## 秋山委員

抗議については当たらないと考えているが、公表前の情報の取扱いについては慎重を期し、議員として責任ある行動を取るよう会派内で徹底をしてまいりたいと思う。

## 田村委員

秋山もえ議員の質問は、まず、自分で火をつけて自分で質問をしている。マッチポンプである。絶対あってはならないことだと我々は思う。秋山もえ議員に対して、厳しく指導していただくとともに共産党の謝罪を求める。

## 秋山委員

何をもって、火をつけてというふうにするかよく理解はできない。火というのは、首長、現地の教育委員会や市議会が今回の件を確認し、決議等をした。それをもって、火をつけたというふうにするのかどうかよく分からないが、それは現地の自主的な判断だと思う。

先ほどいたずらに混乱をもたらしたとの話があったが、私はそのようなことは混乱とは認識していない。

ただ、公開前の情報の取扱いについては慎重を期すことは当たり前、執行部との信頼関係もあるので、その点については重々検討して徹底をしてまいりたいと考える。

## 田村委員

今回は、共産党が情報漏えいをしていなかったら決議に至っていない。と言うのは、6月11日に県教育委員会が飯能市教育委員会に文書を説明しているが、丁寧な説明をこれから行政側が行っていく過程の段階であった。その段階で県議会議員から市議会議員へと情報漏えいがあったという事実が、火をつけたという行為であり、そこから決議に至っている状況である。

その決議をもって、質問で問題提起をしていることはマッチポンプ以外の何ものでもない。

謝罪を求める。

## 秋山委員

6月11日に既に現地に情報がもたらされていて、それを受けた内部の首長や議会は...

## 田村委員

議会は入っていない。

## 小谷野委員

地元の飯能市が発行している文化新聞という新聞だが、日高市3,000世帯、飯能市7,000世帯くらいの購読者がいる。これには17日にリークしている。それで、市民もおおっている。まだ誰も知らないのに、そういうことまでして、田村委員が言うように、非常に自民としては遺憾であり、地元としても共産党の議員にあおられた感じがある。言い訳ではなく、しっかりと反省してもらわないと困る。

## 秋山委員

検討させていただきたい。

## 田村委員

行政機関同士の情報漏えいではない。議員が情報漏えいをしている。この違いが重要である。行政同士は要請をして、こういうことを、今後話を始めますよという段階である。6月11日に言っているのは。それで、飯能市としてもそんなことが漏れてしまったため、反応せざるを得なかった状況である。あおられているから。明確な反省と謝罪を求める。

## 秋山委員

持ち帰らせていただきたい。

## 委員長

この際、申し上げる。

我々議員は、議員としての信用と責任を担保に、公表前の情報を入手可能な立場にあり、その取扱いには細心の注意を払わなければならないものである。

議会運営委員長として、共産党には、厳重に注意をする。

それとともに、各党派におかれては、今一度、議員としての責任と行動を再認識いただくよう、所属議員に御周知願う。よろしくお願い申し上げます。

## 委員長

3 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

## 議事課長

本日午前9時30分現在、欠席議員の届出はない。

## 委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・6月27日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

令和元年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和元年6月27日(木)第1回)

---

**委員長**

1 会期予定の変更についてだが、参議院議員通常選挙が7月4日に公示されることを受け、会期予定変更の委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >  
< 事務局職員が委員長案を配布 >

**委員長**

議案調査とされている7月4日を休会とする案である。  
この案のとおり変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

各会派におかれては、この旨を御周知願う。  
なお、改革及び無所属は、私から連絡しておく。

**委員長**

2 予算特別委員会の附帯決議についてだが、知事から議長宛て、報告したい旨の申出があった。  
この件については、資料1のとおり関係する委員会において、報告を行わせることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案(第71号議案ないし第81号議案)及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料2のとおり、意見書14件、決議2件、合計16件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、案文については、さきの議会運営委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

**委員長**

5 クイーンズランド州への国際友好親善訪問についてだが、去る6月17日の議会運営委員会で御報告したとおり、本件は議員派遣に関する件として議会の議決を要するため、議案の提出等、今後の議会運営委員会で御協議をお願いしたいと考えているので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

6 県庁舎建替え等検討特別委員会についてだが、昨日の議会運営委員会において、14人の委員をもって、「県庁舎建替え等検討特別委員会」を設置し、「県庁舎の建替え及びこれに伴う周辺整備・地域活性化等に関する件」を付託することを決定した。

このことについて、本日の本会議において、一般質問1人目終了後に、議長発議により、起立採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、委員の選任についてだが、お手元の資料3の名簿のとおり選任することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

このことについて、県庁舎建替え等検討特別委員会設置後、異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、改革及び無所属は、私から確認しておく。

また、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議の休憩中に開会することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

7 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

8 その他に入る前に申し上げる。去る6月10日(月)の議会運営委員会で委員長預かりとした、政務活動費のインターネット公開の検討について、先ほどの各会派代表者会議で検討会を設置することが決定されたので御報告する。

**委員長**

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席議員の届出はない。

**委員長**

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、正副委員長互選のための県庁舎建替え等検討特別委員会閉会后とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

**委員長**

この際、議長から発言を求められているので、これを許可する。

**議長**

昨日、秋山委員から情報漏えいについて申し開きがあり、私の方からも問題になったことについて、厳重に注意させていただいたことを報告する。

**委員長**

暫時、休憩する。

令和元年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和元年6月27日(木)第2回)

---

**委員長**

1 県庁舎建替え等検討特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に本木茂委員が、副委員長に田村琢実委員が、それぞれ互選された。

については、次の本会議の冒頭でこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・7月3日(水)午後5時までに、私宛てに申し出るよう、よろしくお願い申し上げる。

本件については、最終日・7月5日(金)の議会運営委員会で御協議をお願いする。

**委員長**

その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、請願審査のための議会運営委員会を7月1日(月)に開会することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、各常任委員会と時間の調整を行い、おおむね午後1時を目途に開会したいと考えている。

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

【請願に係る意見(議請第4号)】

田村委員

本請願については、不採択とすべきと考える。その理由を申し上げる。

本県議会では、請願は、議会運営委員会または常任委員会に付託され、活発な議論がなされた上で、本会議で審議されている。

本請願は「本会議において質疑・討論が一切行われておらず、請願をぞんざいに扱っている」と主張しているが、委員長報告に対する質疑は従来から可能である。

また、討論についても、議会運営委員会の決定により、請願が県政に関するものであれば、議会運営委員会の協議の結果、特に必要と認めるものは、討論ができることになっている。

この決定事項に基づき、定例会ごとに議会運営委員会で協議し、本会議での審議方法を決定しているところである。

以上のことから、質疑・討論の可能性を閉ざしているわけではなく、請願をぞんざいに扱っていないことから、本請願については、不採択とすることが妥当であると考えます。

秋山委員

議請第4号「住民から提出された請願を本会議で審議することを求める請願」について、採択を主張する立場から紹介議員として申し上げる。

請願者は請願理由の中で、埼玉県議会ホームページと「ようこそ県議会へ」を引用して、請願について「受理した請願は、まず委員会が専門的に詳しく審査し、次に議員全員が本会議で審議します。」とあるが、実際は、本会議で質疑・討論は行われていないと指摘している。

私は議会事務局政策調査課を通じて47都道府県では、この点がどうなっているかを調べたが、調査が間に合った35都道府県では「委員長の報告に対して本会議で討論ができる」が28、本県議会の「原則認めない」と同様に、できないところが7であった。8割の議会で討論ができるようになっている。

私は、この請願を契機に本県議会でも、請願を本会議で「しっかり審議している」と請願者・県民に実感していただけるようにしていくべきだと思ふ。

是非、採択をしていただきたいと思います。

石川委員

2点、紹介者に質疑をさせていただきたい。

1つ目がこの請願自体、今回議運で全員をもって賛成して議運に付託されている。本会議でやるべきだという請願だが、今回、委員会に付託することを賛成されているのはどうしてか。

2つ目として、この請願の中で拠り所になっているのが「議員必携」(全国町村議会議長会編)だと思うが、この議員必携を読んでも、審議の手順が「上程 説明 質疑 討論 表決」と書いてあるが、委員会に付託して審査する場合は、違う手順が記載されている。

先ほど田村委員からもあったとおり、埼玉県議会の場合には、会議規則第20条で「議長は、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託しなければならない」というルールがある。

ルールがあって拠り所になっている議員必携を読むと、本県議会では、委員会審査の過程を経て、本会議で委員長報告があって質疑を受けるとい、きちんとした手順が取られていると思う。

その件に関してどのように考えているのか。

### 秋山委員

調査に対する回答のあった35都道府県でも、委員会に付託している。全部本会議で完結をする、そして、委員会で付託するという両方をやるということはしなくて良いと思う。

例えば、本会議に上程をして、紹介議員の説明があり、それに対する質疑があり、その後、委員会に付託して審議をして、結論を出すというところまでの手順は、私はいらぬのではないかという意味で、委員会に付託することの賛成をこの場でした。

議員必携のことだが、趣旨をもう一度お聞きしたい。

### 石川委員

この請願の中だと「上程 説明 質疑 討論 表決」と明記されている。審議の順序ということで掲載されているが、この拠り所になっている議員必携を見ると、委員会に付託して審査する場合は「上程 説明 質疑 委員会付託 委員会報告書提出 本会議に上程 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 表決」というふうに例示され、本県議会ではそのとおりにやっていると思う。

### 秋山委員

田村委員の話にもあったが、県政に関係していて、なおかつ必要と認められるものについては討論もやっているということだが、私どもは毎回請願に対する討論を求めているが、少数だということもあり、認めていただけないという実態がある。

### 田村委員

請願に対する討論をさせろという請願ではない。これは本会議において審議を求めている請願である。その区別をつけていただきたい。これについて石川委員が指摘をされている。そのことについてお答え願う。討論のことではない。

### 秋山委員

本会議で質疑、紹介者の答弁、それがなければ本会議で審議をしたということにはならないという主張ではない。最低でも、多くの都道府県でやっているように、本会議での討論をもっとより幅広く認めていくということになれば、「本会議での審議」ということに請願者は考えていただけるであろうと考えており、そのように紹介させていただき、先ほどそのような発言をした。

### 委員長

以上をもって「審議」ということか。

### 秋山委員

そのとおりである。

## 石川委員

もう1つ伺いたい。

会議規則に基づき委員会付託し、委員会主義をとって、委員会で深く審査をして本会議に戻すという前提で今までやってきたと思うが、この委員会主義自体も否定するというとか。

## 秋山委員

否定しない。

## 石川委員

委員会の方が、発言についても本会議よりも回数制限がなく、今もそうだが、審議が深まると思う。

## 秋山委員

そのとおりだと思う。委員会を中心に、ということによい。何が何でも一から最後まで本会議でやらなければいけないと私は考えてはいない。

## 井上(将)委員

うちの会派は、請願に対して不採択とさせていただく。

他の委員も発言されてたが、この請願の趣旨としては、本会議において全議員で審議することを求めている。

本県議会は、委員会で審査し、本会議でも委員長報告に対する質疑があるということで、こういう請願の書き方をされると不採択とせざるを得ないというのが私の正直な思いである。

ただ、意見として請願審査に対して県民の皆様に理解されにくいという状況があるのであれば、我々議会側もいろいろと理解されるように不断の努力をしていくべきだと思う。

## 石川委員

考え方について先ほど申し述べたとおり、我々としては今の審査の手順でよいと思う。

ただし、この請願の内容を見ると県議会パンフレットの中で、「本会議で審議します」というのがおかしいのではないかという指摘がある。実際に見ると「審議します」と書いてある。この審議がどこまでのことを言っているか不明であるが、ここは改善する余地がある。

ただ、手順としては今のままでいいと思うので、採択することには反対である。

---

### 【議会の運営に関する事項】

#### 委員長

次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・7月5日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

令和元年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和元年7月5日(金)第1回)

---

**委員長**

1 議席の枠の変更についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要が生じている。

については、お手元の資料1のとおり、自民及び改革の議席の枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

ただ今の枠の変更を受けて、自民から議席の報告があったので、事務局に配布させる。

< 事務局職員が議席変更一覧表を配布 >

**委員長**

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、改革の中川浩議員の議席は19番となるので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

ただ今、御了承いただいたとおり、本日付けをもって、議席の変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、ただ今決定いただいた議席には、本日の本会議の始めから御着席いただくが、登壇ランプの調整については、本日の本会議終了後に行うことで、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 議会運営委員会及び各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

### 委員長

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、本委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料2のとおり、議請第4号である。

本請願について、特に討論を必要とするかどうか、御意見を願います。

### 田村委員

本県議会では、「請願に対する討論は、原則として行わない。ただし、県政に関するもので、議会運営委員会の協議の結果、特に必要と認めるものについては、この限りではない」旨を申し合わせている。

本請願は、県政に関するものではなく、討論は必要ないものとする。

### 委員長

ほかにあるか。

それでは、本請願は県政に関するものではないことから、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

4 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料3の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

### 委員長

御異議なしと認め、お手元の資料3の案のとおり決定した。

### 委員長

5 議員提出議案(1)意見書・決議案についてだが、去る6月25日(火)・一般質問中日までに、各会派から提出された意見書・決議案の柱16件(意見書14件、決議2件)について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料4の一覧表のとおり、共同提案5件(意見書4件、決議1件)となったので、御了承願う。

< 了 承 >

### 委員長

また、その他の2件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書1件、決議1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、御報告申し上げます。

### 委員長

次に、(2)議員派遣についてだが、各会派間で調整した結果、お手元の資料5のとおりとなった。

この件については、共産党を除く議会運営委員の連名の議員提出議案として、提案する

ことでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

また、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議会運営委員会において、確認することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

7 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、22番木下博信議員から欠席の届出が出ている。

**委員長**

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手續のため、午後2時を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

令和元年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和元年7月5日(金)第2回)

---

**委員長**

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、78番柳下礼子議員から第71号議案、第74号議案、第76号議案、第77号議案、第80号議案及び第81号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 知事追加提出議案についてだが、去る6月17日の議会運営委員会において説明のあった、人事議案についてである。

まず、(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによりか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 2 ) 提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 3 ) 質疑の有無の確認についてだが、33番石川忠義議員から議第14号議案に対する質疑、77番木村勇夫議員から議第14号議案に対する質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、質疑の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 4 ) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 5 ) 討論の有無の確認についてだが、31番松坂喜浩議員から議第13号議案に対する反対討論、33番石川忠義議員から議第14号議案に対する反対討論、77番木村勇夫議員から議第14号議案に対する反対討論、30番守屋裕子議員から議第14号議案及び議第15号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、( 6 ) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

6 知事の挨拶についてだが、従前の例では、知事は退任の際、議場で挨拶を行っている。

退任を表明している上田知事にとって、今定例会が最後の定例会となることから、全ての議事終了後、上田知事が、閉会に当たっての挨拶と併せて、退任の挨拶を行うということではいかがか。

< 了 承 >

### 委員長

同じく従前の例によると、知事退任に対して、議会側から2会派が挨拶を行っている。今回は、自民及び県民から挨拶を行うことでいかがか。

< 了 承 >

### 委員長

また、知事に対する挨拶は、知事の挨拶に引き続き、自民、県民の順にそれぞれの会派の代表者が行うことでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

7 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

### 委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

### 田村委員

この際、私からお願いがある。近年、知事は議場のみならず様々な式典や公式行事、会合において居眠りをする場面が散見されている。この懸念から、前任期において齊藤正明議長が知事に対し、直接注意したと伺っている。

また、私が予算特別委員会において警告を込めて質問を行ったところである。

しかしながら、今定例会においても状況は改善されていない。特に、本日の本会議での状況はひどいものである。言うに及ばず、知事は議会に対し、議案を提案し、審議をお願いしている執行部の責任者である。そのような立場の知事が、議場において居眠りを続けていることは議会に対する冒とくであり、緊張感のかけらも感じられないところである。

よって、議長に厳重注意を行っていただきたいと思う。

### 委員長

議長、よろしいか。

< 了 承 >

**委員長**

8 その他の(1)9月定例会の会期予定案についてだが、この件については、9月20日(金)から10月11日(金)の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。